

平成25年
10月1日から

適正化事業実施機関からの通報の在り方を改正し、 悪質な違反は運輸支局に速報されます！！

国土交通省
北陸信越運輸局

適正化事業実施機関とは、貨物自動車運送に係る輸送の安全のため、事業者に対する巡回指導、広報啓発、安全性優良事業所（Gマーク事業所）の認定などを行う民間の機関です（法に基づき都道府県トラック協会が指定されています）。

従来、この機関が巡回指導において違反行為を確認した場合は、適正化事業指導員が改善指導を行い、事業者による改善措置を促すことを基本としていました。

平成25年10月1日からは、点呼を全く実施していない、運行管理者が全く存在していないなどの重大・悪質な法令違反状態を適正化事業指導員が確認した場合においては、運輸支局に速報するよう適正化事業実施機関に指示しました。

その他、下記の事例についても、運輸支局に通報するよう指示しています。

事業者におかれましては、この制度を理解した上で、法令を遵守し輸送の安全の確保に心がけて下さい。



運輸支局への通報

速報事案

裏面参照

速やかに通報

定期通報事案

- ① 巡回指導評価がEで、3月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所
- ② 巡回指導評価がEで、改善報告は行ったが一部に未改善が見られ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られない営業所
- ③ 巡回指導を拒否した営業所
- ④ 社会保険等未加入の営業所

改善報告
確認後、
定期通報

巡回指導で確認
したら定期通報

定期的に通報



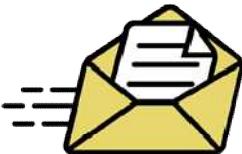
相談事案

- ① 名義貸し、白トラ利用等悪質であり、かつ、構成要件該当性の判断が困難な法令違反について疑いが認められる営業所
- ② 記録の改ざんが疑われる営業所
- ③ 巡回指導評価がDで、3月以内に適正化事業実施機関に対し改善報告が行われない営業所

疑いが高い
場合は即相談

改善報告確認
後、相談

定例会議で相談



速報事案の概要



【速報対象違反項目】

点呼を全く行っていない

運行管理者
整備管理者
が全くいない

定期点検未実施

※ 「記録をしていないことは、実施をしていない疑いがある」と判断され、速報の対象となります。

【速報の具体的な要件】

- ① 点呼の実施記録が保存されていない
- ② 点呼の実施記録に係る帳簿に記載が全くされてない

- ① 選任されている運行管理者が全くいない
 - ② 選任されている整備管理者が全くいない
- ※ それぞれの資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報の対象となります。

- ① 定期点検整備記録簿が保存されていない
- ② 定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

運
輸
支
局

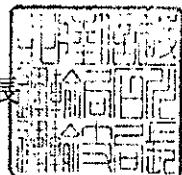
速報



石運輸第156号の2
石運整第84号の2
平成25年6月4日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い
営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から通達があつたので了知願います。

なお、新制度においては、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導の際に添付通達中、記第1（1）～（3）に該当する事案が確認された場合には、当該機関から運輸支局等に報告等がなされることになりましたので申し添えます。

通達については、石川運輸支局ホームページにも掲載しております。

【閲覧方法】

〔石川運輸支局HP <http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/ishikawa/index.html>〕

ホームページ内 「運送事業に関する情報」をクリックしご覧下さい。



北信交貨第14号
北信交監第8号
北信技整第3号
北信技保第12号
平成25年4月15日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局
自動車交通部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に
係る巡回指導結果の報告等の強化について

標記について、平成25年3月29日付け国自安第161号、国自貨第128号及び国自整第2
16号をもって自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長より別添の通り通達があったので、
了知されるとともに、本通達に基づき適切に措置願います。



国自安第161号
国自貨第128号
国自整第216号
平成25年3月29日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿
北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長
(公印省略)

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について

「自動車運送事業者に対する監査の見直しに係る中間とりまとめ」により、
貨物自動車運送事業においては、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以
下「地方実施機関」という。）の巡回指導結果に係る情報について、地方運輸
局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。
以下同じ。）が的確に管理し、効率的・効果的な監査等に活用する必要がある
こととされた。

このため、別添1のとおり、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下
「全国実施機関」という。）に対し、地方実施機関からの悪質性の高い営業所
に係る巡回指導結果について、適時・的確な報告等を要請したところである。

貴職におかれでは、当該報告等に係る制度（以下「新制度」という。）の的
確な運用のため、適切な報告等の受理及び監査の端緒管理、地方実施機関との
定例会議の設置及び適切な運営等所要の措置を講じられたい。

記

第1 新制度の概要

1 報告等対象営業所

新制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合
事務局のこと。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所につい
ては、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1とあわせ、その詳
細を以下のとおり補足して連絡するので了知されたい。

（1）速報事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸
支局等に対し、速やかに報告が行われる。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

- (ア) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
- (イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所
- イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所
以下のいずれかに該当する営業所。
- (ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所に限る。）
- (イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所（同規則第31条の3の規定により整備管理者の選任が必要な営業所に限る。）

なお、(ア)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在していても、また、(イ)においては、整備管理者の資格を有している者が存在していても、それぞれの法令に基づく選任届出の手続が行われていない場合にあっては、速報事案に該当するので留意されたい。

ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。なお、「定期点検」には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。

- (ア) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2.に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
- (イ) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

- ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの
 - (ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
 - (イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの
- イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所
- ウ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

(3) 相談事案

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。

ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

(1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。

(2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

このため、相談事案を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月1回の開催を目指とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

第2 新制度に係る留意事項

1 事業者に対する周知

速報事案については、対象事業者の改善措置を待つことなく運輸支局等へ報告することとなっていることから、新制度の導入に当たり、巡回指導業務に支障が生じないように、事業者における新制度への十分な理解を得ることが重要である。

地方運輸局及び運輸支局においては、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスメディア等を通じ、管下事業者全体に対し新制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」については、別添2のとおり改正することとするので留意されたい。

なお、この通達の改正は、追って通達する予定である。

2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあった情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に対し連絡されたい。

3 データ分析の徹底

新制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、处分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、効果検証を行うこととしているので留意されたい。

なお、詳細なデータ収集・分析手法等については、追って通知する。

第3 新制度の適用

1 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

2 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの規定する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

国自貨第161の2号
平成25年3月29日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三 殿

国土交通省自動車局貨物課
加賀



地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について

貨物自動車運送事業法第39条第1号に基づき適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、同法第60条第2項に基づき、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）から、運輸支局（運輸監理部を含む。）及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）に対し報告をされているところであります。今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めることとしたところでありますので了知下さい。

また、この通達に基づく報告等に係る制度（以下「新制度」という。）が的確に運用されるよう、貴機関から地方実施機関への通知、適正化事業指導員の育成等所要の措置の実施、事業者に対する周知徹底を図られたく、よろしくお願いいたします。

記

1 報告等対象営業所

(1) 悪質性の高い行為の見られた営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、別添様式により、速やかに運輸支局等に報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「速報事案」という。）。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

(ア) 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所

(イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所（法令により選任が必要である営業

所を除く。)。

(ア) 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所

(イ) 整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所

なお、運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の手続が行われていない場合にあっては、速報事案に該当することとするので留意されたい。

ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所
以下のいずれかに該当する営業所。

(ア) 定期点検(いわゆる「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。
以下同じ。)に係る点検整備記録簿(営業所に保存されている点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。)が全く保存されていない営業所

(イ) 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告願いたい(以下、当該営業所に係る報告事案を「定期報告事案」という。)。

なお、ア又はイについて、速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告願いたい。

ア 巡回指導により「大変悪い」と評価(いわゆる「E評価」)された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない(一部未加入を含む。)営業所

(3) その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等において会議を定期的に開催するので、個別の事案として具体的に相談願いたい(以下、当該営業所に係る相談事案を「相談事案」という。)。

なお、ア又はイについて、違法性の疑いが高いと認められるものについては、速やかに相談願いたい。

- ア 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- イ 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所
- ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- エ その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

2 報告等の時期

(1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と協議して決定した期間内に速報する。

(2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

3 留意事項

(1) 定例会議の運用

記1(3)の相談事案を協議するなどの場として、運輸支局等において地方実施機関との定例会議を最低月1回を目処に開催するので、この場を活用して、新制度について的確な運営が図られるよう努められたい。

(2) 事業者に対する周知

新制度について、トラック協会会員の事業者のみならず、事業者全体に対する周知を行い、事業者の遵法意識の向上を図られたい。

なお、新制度の周知に資するため、運輸支局長等が発出する協力依頼文書（「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自賀第100号）別添の「協力依頼文書の例」のこと。）について、所要の改正をするので留意されたい。

(3) 改善指導の徹底

新制度導入後においても、評価が低調な営業所に対しては、一義的には、適正化事業指導員による指導を通じて、事業者の改善を図る必要性が高いものであることに留意願いたい。

(4) 適正化事業指導員の育成及び巡回指導の指針の改正

巡回指導の指針について所要の改正を行った上で、新制度の内容や実務上の手続等について、各種研修や説明会等を通じて、適正化事業指導員の育成に努められたい。

(5) 報告等事案の管理の徹底

新制度により報告等された事案については、運輸支局等より定期的に処理結果等を回答することとしているので、報告等及び処理結果に係る件数、内容等のデータについて、運輸支局等と地方実施機関の間で齟齬がないよう、連携を密にし適切に情報管理を行われたい。

4 新制度の適用

(1) 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

(2) 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの記載する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

【別添様式】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸支局長 殿

〇〇地方貨物自動車運送適正化事業実施機関
本部長 ○ ○ ○ ○

巡回指導に係る速報事案について

事業者番号	
名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
巡回指導時の対応者	
巡回指導日時	
巡回指導結果	A · B · C · D · E · その他
担当巡回指導員	
速 報 事 項	<input type="checkbox"/> 点呼を全く実施していない <input type="checkbox"/> 点呼の実施記録が全くない <input type="checkbox"/> 点呼の実施記録簿はあるが記載が全くない <input type="checkbox"/> 選任された運行管理者が全くいない <input type="checkbox"/> 選任届出が出されていない <input type="checkbox"/> 選任届出はあるが該当者がいない <input type="checkbox"/> 選任された整備管理者が全くいない。 <input type="checkbox"/> 選任届出が出されていない <input type="checkbox"/> 選任届出はあるが該当者がいない <input type="checkbox"/> 定期点検を全く実施していない。 <input type="checkbox"/> 定期点検の記録が全くない <input type="checkbox"/> 定期点検の記録簿はあるが記載が全くない
備 考	
※ 受理年月日	
※ 処理結果	
※ 地方実施機関への回答日	

※印は運輸支局等で記載

【別添2】 協力依頼文書の例

(表)

〇〇〇〇第
平成 年 月 日 号

☆☆運輸株式会社

代表取締役社長 □□ □□ 殿

〇〇運輸局〇〇運輸支局長

○ ○ ○ ○

適正化事業指導員の巡回調査指導について（通知）

〇〇県における貨物自動車輸送秩序の改善につきましては、従来より〇〇県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「〇〇県実施機関」という。〇〇県においては、〇〇社団法人〇〇県トラック協会が指定を受けています。）がこれに取り組んでおり、法律に基づく各事業所への巡回や広報啓発活動等を通じて、業務管理、運行管理等の指導等を行い、もってトラック事業の適正な実施に関して事業者各位による自律的な取組みがなされるよう図っているところであります。

つきましては、下記により、〇〇県実施機関の適正化事業指導員が貴社（〇〇営業所）を巡回することとしておりますので、関係帳票類を当日準備し閲覧させるなど、業務が円滑に実施できるようご協力をお願い申し上げます。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、この巡回調査指導を拒否したり、適正化事業指導員が求めた説明又は資料提供を拒否したりした場合には、当局による監査等必要な行政措置があること及び巡回調査指導結果については、後日、当局から〇〇県実施機関に対し報告を求めていることを申し添えます。

特に、点呼を全くしていない、選任された運行管理者又は整備管理者が全くいない、定期点検を全く実施していないなどの悪質性が高い行為を〇〇県実施機関が確認した場合は、速やかに当局に通報するよう指示しておりますので、ご留意をお願いします。

この度の巡回調査指導を、貴社のトラック事業をより一層適正に行うための機会とされ、今後とも事業の健全な発展を図られますようお願い申し上げます

記

1 巡回年月日及び時間

平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～

2 巡回する適正化事業指導員

〇〇県実施機関

適正化事業指導員 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

（適正化事業指導員は当日の状況により変更することがあります。）

（裏面に続きます。）

注1 裏面は変更なし。

注2 下線部が速報事案に係る説明。